

京都市児童福祉センター条例の一部を改正する条例（平成25年3月29日京都市条例第  
78号）（保健福祉局児童福祉センター）

- 1 京都市児童療育センターにおいて、児童福祉法第6条の2第2項に規定する児童発達支援に関する事業を行うこととするとともに、当該事業を指定管理者に行わせることとしました。
- 2 その他規定を整備することとしました。

この条例は、平成25年4月1日から施行することとしました。

京都市児童福祉センター条例の一部を改正する条例を公布する。

平成25年3月29日

京都市長 門川大作

京都市条例第 78 号

京都市児童福祉センター条例の一部を改正する条例

京都市児童福祉センター条例の一部を次のように改正する。

第1条第13項中「次条第2号及び第7号」を「次条第1号、第3号及び第8号」に改める。

第2条中第7号を第8号とし、第1号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 法第6条の2第2項に規定する児童発達支援に関する事業（第3号に掲げる事業を除く。）

第3条第2項第1号中「前条第2号及び第7号」を「前条第1号、第3号及び第8号」に改める。

第5条中「第2条第2号及び第3号」を「第2条第1号、第3号及び第4号」に改める。

第7条第1項中「第2条第2号」を「第2条第1号及び第3号」に、「第21条の5の3第2項及び第21条の5の4第2項に規定する」を「第21条の5の3第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「第2条第5号」を「第2条第6号」に改め、同条第3項中「第2条第6号」を「第2条第7号」に改める。

別表第2第2条第2号に掲げる事業の項を次のように改める。

第2条第1号に掲げる事業		人
		10
第2条第3号に掲げる事業	療育センター以外	50人(難聴児を対象とする児童発達支援を行う場合にあっては、30人)
	療育センター	40

別表第2第2条第3号に掲げる事業の項中「第2条第3号」を「第2条第4号」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(保健福祉局児童福祉センター)